

岐阜県省エネ・新エネ推進会議設置要綱

最終改正：令和7年4月1日

(設置及び目的)

第1条 岐阜県省エネ・新エネ推進会議（以下「会議」という。）は、県内における電力需給の状況を踏まえ、「岐阜県エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間企業等の実施する施策について、幅広く意見を聴取することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- 一 岐阜県エネルギービジョンの策定及び進行管理
- 二 技術的、社会的課題の調査、研究に関すること。
- 三 施策、プロジェクト等の検討、提案に関すること。
- 四 情報の収集及び発信に関すること。
- 五 その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表1に掲げる学識経験者等及び別表2に掲げる機関等に在籍する者をもって充てる。
- 3 会長は、会議を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、環境エネルギー生活部長が召集する。

- 2 会議において必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、環境エネルギー生活部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区分	所属機関等名及び役職名	氏名
会長	岐阜大学 名誉教授	野々村 修一
委員	一般財団法人電力中央研究所エネルギーイノベーション創発センター 研究アドバイザー	浅野 浩志
委員	岐阜大学 教授 地方創生エネルギーシステム研究センター センター長	上宮 成之

別表 2

副会長	岐阜県環境エネルギー生活部
委員	中部電力パワーグリッド株式会社
委員	東邦ガスネットワーク株式会社
委員	一般社団法人岐阜県LPガス協会
委員	三菱自動車工業株式会社
委員	積水ハウス株式会社
委員	イビケン株式会社
委員	一般社団法人岐阜県工業会環境技術研究会
委員	岐阜県生活学校連絡協議会
委員	株式会社十六総合研究所
委員	株式会社大垣共立銀行
委員	株式会社清流パワーエナジー
委員	中部経済産業局
委員	中部地方環境事務所
委員	岐阜市環境部
委員	郡上市商工観光部